

令和2年度 調剤報酬改定

＜対人業務編＞
～薬学管理料～

2020年3月5日（木）
（株）メディカルホールディングス

【薬剤服用歴管理指導料】

点数名	改定前	改定後
薬剤服用歴管理指導料		
1 <u>3月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳持参)</u> <u>※1の対象を調剤基本料1以外にも拡大</u>	41	<u>43</u>
2 1以外の患者	53	<u>57</u>
3 特別養護老人ホーム入所患者	41	<u>43</u>
<u>4 オンライン服薬指導を行った場合(月1回まで)</u>	—	<u>43</u>
特例 手帳活用実績が低い薬局 <u>3月以内に再度処方箋を持参した患者のうち手帳持参率が5割以下の薬局</u>	13	13

【算定要件の変更点】

- 残薬が一定程度認められると判断される場合、残薬の状況・その理由を患者の手帳に簡潔に記載し、処方医に対して情報提供するよう努める
- 患者が日常的に利用する薬局名を手帳に記載するよう患者に促す(手帳へ記載欄を設ける経過措置：令和3年3月31日)

<参考> 今後実施可能となるオンライン服薬指導（概要）

- 薬機法の改正により実施可能となるオンライン服薬指導には、
- ①オンライン診療時の処方箋に基づく服薬指導
 - ②在宅訪問診療時の処方箋に基づく服薬指導 に分かれる。

外来オンライン服薬指導 （オンライン診療時の処方箋に基づく調剤時）	在宅オンライン服薬指導 （在宅訪問診療時の処方箋に基づく調剤時）
<p>以下の場合の服薬指導をオンラインで実施するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対面服薬指導を行ったことのある患者に、 ② 患者のオンライン服薬指導の希望を踏まえ、 ③ 当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤*について ④ オンライン診療による処方箋に基づき調剤を行う 	<p>以下の場合の服薬指導をオンラインで実施するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 患家で対面服薬指導を行ったことのある患者に、 ② 患者のオンライン服薬指導の希望を踏まえ、 ③ 当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤*について ④ 訪問診療による処方箋に基づき調剤を行う

【関連するその他の要件等】

* 後発品への切り替えなど同一内容と見なせる場合を含む

- 薬剤師と患者との間に信頼関係があること
（原則として同一の薬剤師がオンライン服薬指導を実施すること）
- 同一内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ、対面による服薬指導を実施していること
- 服薬指導計画を策定すること（主な内容は以下の①～④）
 - ① 取り扱う薬剤の種類（当該患者に対面で服薬指導したことのある処方箋薬剤又はそれに準じる処方箋薬剤であること）、授受の方法
 - ② オンラインと対面との組合せ
 - ③ 実施できない場合の規定（実施しないと判断する場合の基準など）
 - ④ 緊急時対応方針（医療機関との連絡、搬送）

【薬剤服用歴管理指導料】オンライン服薬指導の評価

点数名	改定前	改定後
薬剤服用歴管理指導料 <u>オンライン服薬指導を行った場合（月1回まで）</u>	—	<u>43</u>

【 主な算定要件 】

- 【対象患者】次のいずれにも該当する患者であること。
 - ① オンライン診療により処方箋が交付された患者
 - ② 原則3月以内に薬剤服用歴管理指導料1又は2を算定した患者
- オンライン服薬指導は当該保険薬局内で実施
- 対面とオンラインを組み合わせた服薬指導計画書を作成
- 原則同一の薬剤師が実施(他の薬剤師が対応する場合は、対面による服薬指導を実施したことがある薬局内の2名までの氏名を服薬指導計画に記載)

【 主な施設基準 】

- 1月当たりの算定回数(在宅オンライン含む)が薬剤服用歴管理指導料・在宅患者訪問薬剤管理指導(在宅患者オンライン含む)の1割以下であること

【在宅患者訪問薬剤管理指導料】オンライン服薬指導の評価

点数名	改定前	改定後
在宅患者訪問薬剤管理指導料 <u>在宅患者オンライン服薬指導料（月1回まで）</u>	—	<u>57</u>

【 主な算定要件 】

- 【対象患者】次のいずれにも該当する患者であること。
 - ① 訪問診療により処方箋が交付された患者
 - ② 在宅患者訪問薬剤管理指導料を月1回のみ算定している患者
- オンライン服薬指導は当該保険薬局内で実施
- 対面とオンラインを組み合わせた服薬指導計画書の作成
- 原則同一の薬剤師が実施(他の薬剤師が対応する場合は、対面による服薬指導を実施したことがある薬局内の2名までの氏名を服薬指導計画に記載)
- 保険薬剤師1人につき週10回に限り算定
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料と在宅患者オンライン服薬指導料を合わせて保険薬剤師1人につき週40回に限り算定

【 主な施設基準 】

- 薬剤服用歴管理指導料の4に係る届出を行った保険薬局

【薬剤服用歴管理指導料】吸入薬指導加算

点数名	改定前	改定後
薬剤服用歴管理指導料 <u>吸入薬指導加算</u>	—	<u>30</u>
	(3月に1回)	

【 主な算定要件 】

- 喘息又はCOPDの患者で吸入薬の投薬が行われている患者
- 文書及び練習用吸入器等を用いて、必要な薬学的管理及び指導を行い処方医に情報を文書・手帳により提供

要件のイメージ



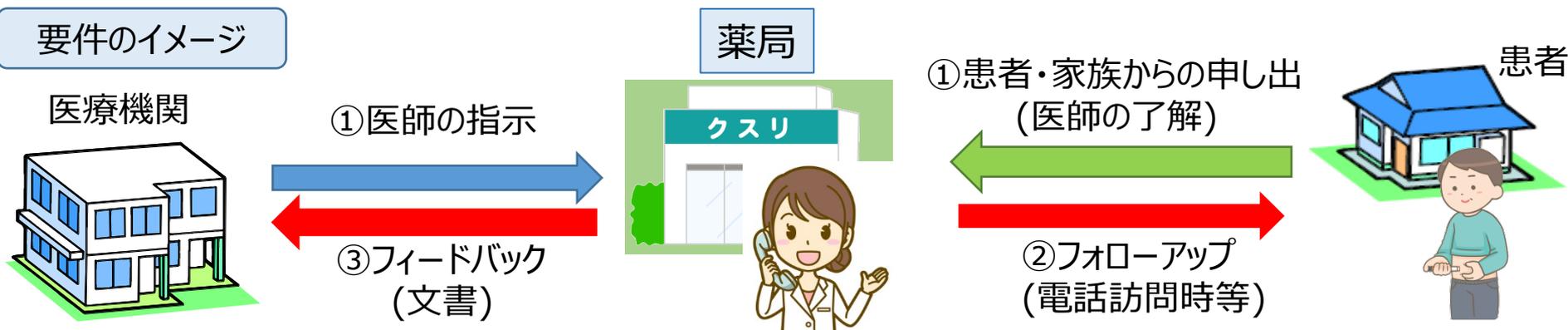
【薬剤服用歴管理指導料】調剤後薬剤管理指導加算

点数名	改定前	改定後
薬剤服用歴管理指導料 <u>調剤後薬剤管理指導加算</u> (1月に1回)	—	<u>30</u>

【 主な算定要件 】

- 地域支援体制加算の届出
- インスリン製剤又はSU剤が新たに処方、又は投薬内容の変更が行われた患者
- 調剤後も電話等によりその服用状況、副作用の有無等について患者に確認
- 必要な薬学的管理及び指導（当該調剤と同日に行う場合を除く）を行うとともに、処方医に情報を文書により提供

要件のイメージ



【薬剤服用歴管理指導料】特定薬剤管理指導加算2

点数名	改定前	改定後
薬剤服用歴管理指導料 <u>特定薬剤管理指導加算2 (月1回)</u>	—	<u>100</u>

【 主な算定要件 】

- 連携充実加算届出の医療機関で抗悪性腫瘍剤が注射されている悪性腫瘍の患者で、化学療法のレジメン等について、文書により交付されているもの。
- 調剤後の抗悪性腫瘍剤の服用に関し、電話等により服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、当該保険医療機関に必要な情報を文書等により提供
- 保険医療機関のホームページ等でレジメンを閲覧し、あらかじめ薬学的管理等に必要な情報を把握

【 主な施設基準 】

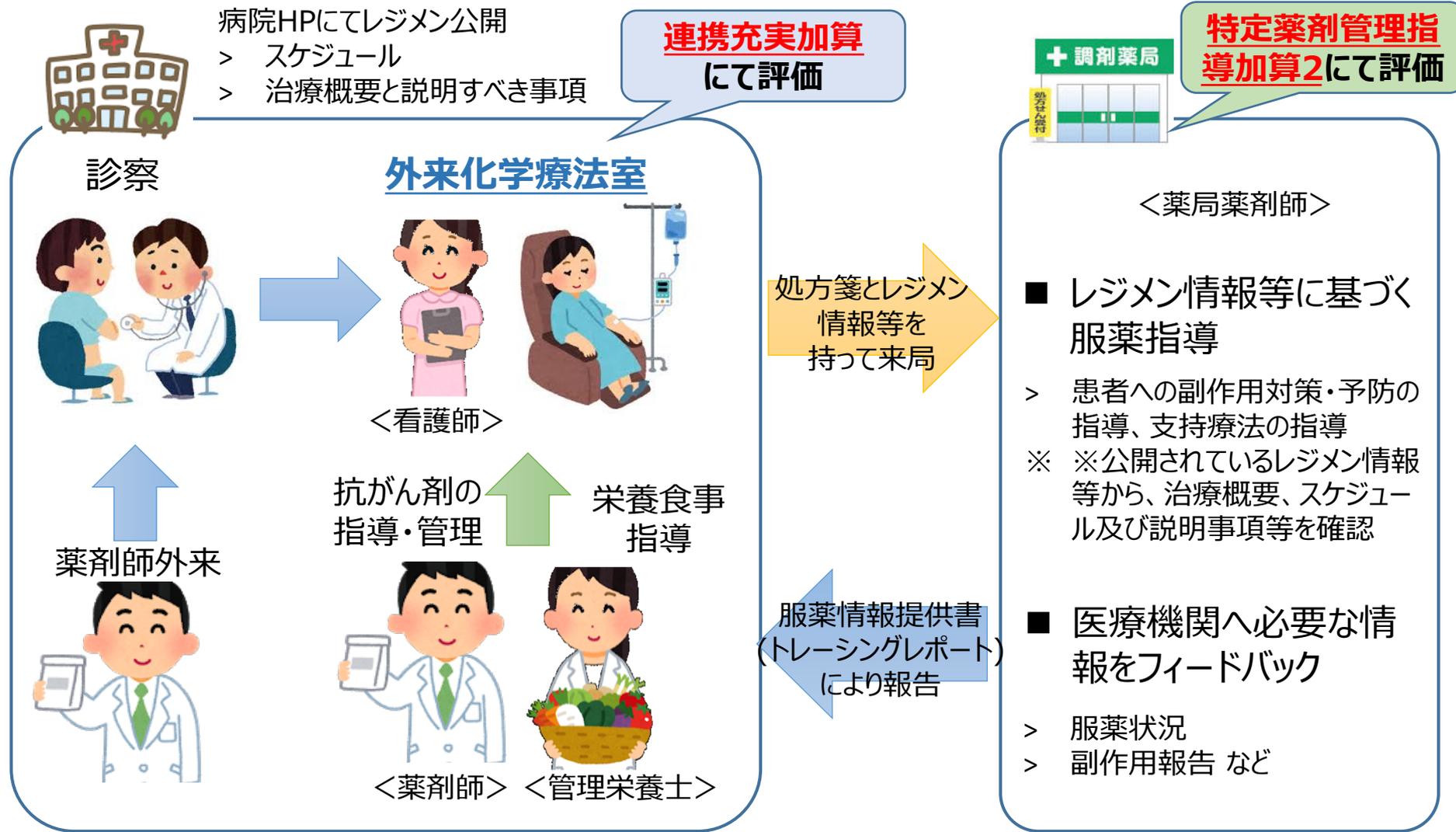
- ① 保険薬剤師としての勤務経験5年以上の薬剤師が勤務
- ② パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有する
- ③ 麻薬小売業者免許
- ④ 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に勤務する薬剤師の少なくとも1名が年1回以上参加（経過措置：令和2年9月30日）

<参考> 医療機関の連携充実加算

点数名	改定前	改定案
外来化学療法加算 連携充実加算（月1回に限り）	新設	<u>150</u>

【 主な施設基準 】

- (1) 外来化学療法加算1の届出
- (2) 外来化学療法加算1に規定するレジメン(治療内容)に係る委員会に管理栄養士の参加
- (3) 地域の保険医療機関及び保険薬局との連携体制として、以下に掲げる体制の整備
 - ア 当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメン（治療内容）を当該保険医療機関のホームページ等で閲覧できるようにしておくこと。
 - イ 当該保険医療機関において外来化学療法に関わる職員及び地域の薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を少なくとも年1回実施すること。
 - ウ 他の保険医療機関及び保険薬局からの患者のレジメン（治療内容）や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備すること。また、当該体制について、ホームページや研修会等で周知すること。
- (4) 栄養指導の体制として、外来化学療法を実施している医療機関に5年以上勤務し、栄養管理（悪性腫瘍患者に対するものを含む。）に係る3年以上の経験を有する専任の常勤管理栄養士が勤務していること。



- > レジメン情報等の共有
- > 定期的なレジメン等の説明会、勉強会等の実施
- > がん化学療法に対する薬局との連絡窓口の設置

- > レジメン等の勉強会・説明会等への参加
- > 患者から得られた情報を分析・整理し、医療機関にフィードバックする体制

【かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料】

点数名	改定前	改定後
かかりつけ薬剤師指導料	73	<u>76</u>
かかりつけ薬剤師包括管理料	281	<u>291</u>

【 主な施設基準 】

- パーティション等で区切られた独立したカウンターなど、患者のプライバシーに配慮(経過措置：令和2年9月30日)

【 主な算定要件 】

- かかりつけ薬剤師以外の薬剤師が対応する場合は、その旨を患者にあらかじめ説明し、薬局の別の薬剤師の連絡先を伝え、対応しても差し支えない。

【 主な算定要件 】

- 医師の指示による分割調剤の場合において、服薬情報等提供料以外は、それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を1分割調剤につき算定する。

改定前

医師の分割指示に係る処方箋受付時は、調剤基本料・調剤料（加算を含む）、薬学管理料の所定点数を分割回数で除した点数を1分割調剤につき算定



改定後

服薬情報等提供料については、分割回数で除さずに算定

【服用薬剤調整支援料2】

点数名	改定前	改定後
服用薬剤調整支援料 <u>1</u> (月1回)	125	125
服用薬剤調整支援料 <u>2</u> (3月に1回)	-	<u>100</u>

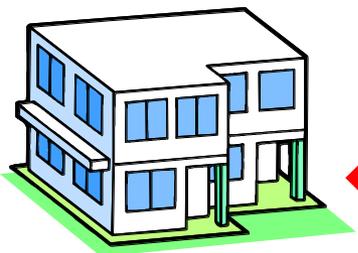
【 主な算定要件 】

(服用薬剤調整支援料2)

- 複数の保険医療機関より 6種類以上の内服薬が処方されている患者
- 一元把握を行った結果、重複投薬等が確認され、処方医に対し、重複投薬の状況が記載された文書を用いてその 解消等に係る提案を実施

要件のイメージ

医療機関



6種類以上の内服薬処方



減薬提案

服用薬剤調整支援料1 125点

処方医に対し文書を用いて提案し、内服薬が2種類以上減少した場合

服用薬剤調整支援料2 100点

処方医に対し 重複投薬の状況が記載された文書を用いてその 解消等に係る提案を行った場合

<参考> 服薬情報等提供料との併算定について

	吸入薬 指導加算	調剤後 薬剤管理 指導加算	特定薬剤 管理指導 加算2	服用薬剤 調整 支援料2
点数	30	30	100	100
服薬情報等 提供料 (30点・20点) 併算定	<p><u>当該加算・点数に係る情報提供</u>に ついては併算定不可</p>			

【例】喘息患者で吸入薬指導加算を算定している場合

服薬情報等
提供料算定
できない



喘息の吸入薬



鎮痛薬

服薬情報等
提供料算定
できる

【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】原疾患以外での訪問

点数名	改定前	改定後
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	500	—
<u>1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合</u>	—	500
<u>2 1 以外の場合</u>	—	<u>200</u>

【 主な算定要件 】

- 在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、在宅医療を担う保険医の求めにより、計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に、1と2を合わせて月4回に限り算定

【経管投薬支援料】簡易懸濁法を開始する場合の評価

点数名	改定前	改定後
<u>経管投薬支援料（初回に限り）</u>	—	<u>100</u>

【 主な算定要件 】

- 胃瘻若しくは腸瘻による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者
 - 簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合
-
- 簡易懸濁法とは、錠剤粉砕・カプセル開封せずに、投与時にお湯（約55℃）に入れて崩壊・懸濁を待ち（10分程度）、経管投与する方法。
 - 簡易懸濁法には、治療薬選択範囲の拡大、薬剤によるチューブ閉塞の防止、配合変化の回避等のメリットがある。

○ 簡易懸濁法を実施する患者に対して、医療機関及び薬局の薬剤師は、①最新のデータに基づいた医師への薬剤選択の提案、②家族・介助者等に対する簡易懸濁法の説明・指導等を行っている。

入院中：医療従事者が投与 → 退院後(在宅)：家族・看護師等が投与

「退院後」に簡易懸濁法を開始する場合

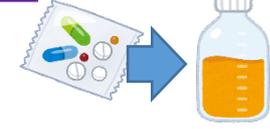
医師・薬剤師・看護師等



粉碎法で投与

※退院時に必要な情報は別途伝達

家族・介護者等



②在宅で簡易懸濁法の手技等を説明

状況のモニタリング

薬局薬剤師



①薬剤選択の相談・提案

(看護師等に簡易懸濁法の手技等を説明)

③患者等の状況の報告

医師・看護師等



「入院中」に簡易懸濁法を開始する場合

医師・薬剤師・看護師等



簡易懸濁法で投与

②在宅で簡易懸濁法の手技等を説明

家族・介護者等



状況のモニタリング

(必要に応じて簡易懸濁法の手技等を説明)

薬局薬剤師



(必要に応じて薬剤選択の相談・提案)

(必要に応じて簡易懸濁法の手技等を説明)

医師・看護師等



- 患者にとって分かりやすい診療報酬体系の検討
- ICTを活用した薬学的管理等の評価について検討
- 重複投薬、ポリファーマシー・残薬への対応について検討
- 外来における抗菌薬適正使用のさらなる推進
- 対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための調剤報酬の在り方について検討
- バイオ後続品（後発医薬品）の更なる推進のため、薬価の在り方や診療報酬における更なる使用促進策について検討
- 医療機関と関係機関との連携の下で提供される医療について、その実態に応じた報酬の在り方について引き続き検討すること。